遺産分割協議の実務上の問題を取り上げています。

内容見本(B5判縮小)

○財産分与・慰謝料請求権

Q　被相続人Aが離婚していた場合、遺産分割協議において注意する点はありますか。

A　1　離婚に伴う財産分与請求権は、その一身専属的権利性質から、基本的抽象的な財産分与請求権は相続の対象となりません。他方で、財産分与の意思表示がされた後の財産分与請求権は相続財産として認められます。
2　財産分与請求権や慰謝料請求権を相続する場合のその評価は、金銭であればその金額、不動産であれば不動産の評価額とすることが通常です。
3　具体化された財産分与請求権や慰謝料請求は、相続の開始によって相続分の割合に応じて当然に分割され、各相続人に承継されます。

解　説

1　離婚に伴う財産分与の相続財産性

離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができます（民

文　例

○遺産分割協議書(DL)

遺産分割協議書

被相続人X（令和○年○月○日死亡　本籍地○○県○○市○○町1－2－3）の相続財産について、共同相続人A、B及びCは、遺産分割協議の結果、以下のとおり分割することに合意する。

1　相続人A、相続人B及び相続人Cは、被相続人Xが相続人Aに遺贈した次の不動産について、被相続人Xが特別受益の持戻免除の意思表示をしたことを確認する。
(1)　土地
所在　　東京都○区○町○丁目
地番　　○番
地目　　宅地
地積　　○○．○㎡
(2)　建物
所在　　東京都○区○町○丁目○番地
家屋番号　○番

また、慰謝料請求権については、交通事故における生命侵害の場合の判例ではありますが、被害者の慰謝料請求権は、財産上の損害賠償請求権と同様、単純な金銭債権であり、相続人が当然に慰謝料請求権を相続すると判示しています（最判昭42・11・1判時497・13）。

参考となる裁判例の要旨を掲げています。

参考事例

○離婚当事者の財産分与請求権は既にその当事者の分与請求の意思が表示されたときは、ま

住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　B　　実印
住所　東京都○区○町○丁目○番
相続人　C　　実印

<作成上のポイント>
①　持戻免除の意思表示があったことを確認する内容の規定を設ける場合、後日疑義が生じることを避けるため、第1項のように、対象となる特別受益等について、明確に規定します。
②　本ケースとは異なり、Xが、生前、不動産をAに贈与し、ABCに対して持戻しは免除する旨明確に伝えていたが遺言はない場合、第1項については、「相続人A、相続人B及び相続人Cは、被相続人Xが相続人Aに贈与した次の不動産について、被相続人Xが特別受益の持戻免除の意思表示を生前にしたことを確認する。」といった内容とすることが考えられます。

遺産を承継する際の手続や留意点を解説しています。

承継手続

相続人Aが土地及び建物について所有権移転登記の申請をする場合、被相続人Xの検認済の自筆証書遺言、被相続人Xが死亡した事実が分かる同人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は除籍全部事項証明書（除籍謄本）並びにAが相続人であることが分かるAの戸籍全部（個人）事項証明書（戸籍謄抄本）を添付して申請します。また、被相続人B及びCが預金名義の変更手続を行う場合、遺産分割協議書のほか、戸籍全部事

議書にも、「Aが、令和●年●月●日、Bから、Bの被相続人Xの相続における相続分を譲り受け、現にこれを保有していることを確認する。」というような確認条項を入れてB以外の相続人と第三者である場合にはAで遺産分割協議書を作成することが考えられます。また、相続分譲渡証書を作成せずに、Bを含めて遺産分割協議書を作成し、「Bは、自己の相続分をAに譲渡し、自己の取得分はないものとする。」というような条項を設けて相続分の譲渡を明記した上で、Bにも遺産分割協議書に署名及び実印での押印をもらい、印鑑登録証明書を提出してもらう方法も考えられます。

参考書式

弊社WEBサイトで書式のダウンロードができます。

○相続分譲渡証書(DL)

住所　東京
譲渡人（以下
住所　東京
譲受人（以下

甲は、乙に対し、本
○○区○○町○丁目○
し、乙はこれを譲り受

令和○年○月○日

遺産分割協議の具体的なケースを示しています。

○持戻免除意思表示があることを記載する協議

概　要

被相続人	X
相続人	配偶者A、子B（長男）及び子C（長女）の3名
相続財産	不動産（自宅である土地及び建物）、預金（2口座。預金額はそれぞれほぼ同額）
遺言書	自筆証書遺言あり。 自宅（土地及び建物）をAに遺贈する。持戻免除意思表示の記載はない。
その他の事情	Xは婚姻期間が30年を超えるAと自宅に同居しており、BとCはそれぞれ独立していた。

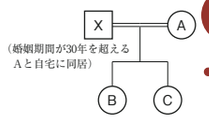

（婚姻期間が30年を超えるAと自宅に同居）

相続人等の関係図を掲げています。

遺産の分け方ごとに類型化しています。

分割方法の検討手順や留意点を解説しています。

分割方法の検討

1　持戻免除の意思表示を確認する

民法903条1項は、共同相続人中に、被相続人から、遺贈を受け、又は婚姻若しくは養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者がある場合は、被相続人が相続開始時に有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、相続分の中からその遺贈又は贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする旨規定しています。同項における被相続人からの遺贈又は贈与を特別受益といい、被相続人が相続開始の時において有した財産の価額に贈与の価額を加算することを持戻しといいます。

検討類型

不動産の遺産分割方法は、現物分割、代償分割、換価分割、共有分割等、いくつかの方法があります（Q＆A編第3章第2「○不動産の遺産分割（総論）」参照）。

相続財産に空家がある場合には、上記のような点に留意し、遺産分割方法を検討しますが、本書では、以下の3つの類型について検討します。

なお、土地が借地の場合、借地上の空家の処分となり、借地権の処理の問題が生じますが、そちらについてはQ＆A編第3章第2「○不動産の遺産分割（借地権付建物）」も確認してください。

第1類型　相続人の1人が空家を取得（現物分割）する場合
第2類型　空家を換価分割する場合
第3類型　相続人が空家を共有取得し、更地にして土地を国庫に帰属させる場合

第1類型　**相続人の1人が空家を取得（現物分割）する場合**

被相続人	X
相続人	子A、子B及び子Cの3人
相続財産	不動産（土地、建物（空家））、預金、上場株式
遺言書	なし
その他の事情	相続開始時にすでに長年にわたって空家となっている建物であり、建物にも土地にも資産価値はない。今後の維持管理に費用を要する。売却も困難であるため、やむを得ず、Aが取得することとなった。

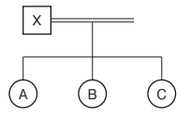

遺産分割協議　実務マニュアル

－Q＆Aと協議書文例－

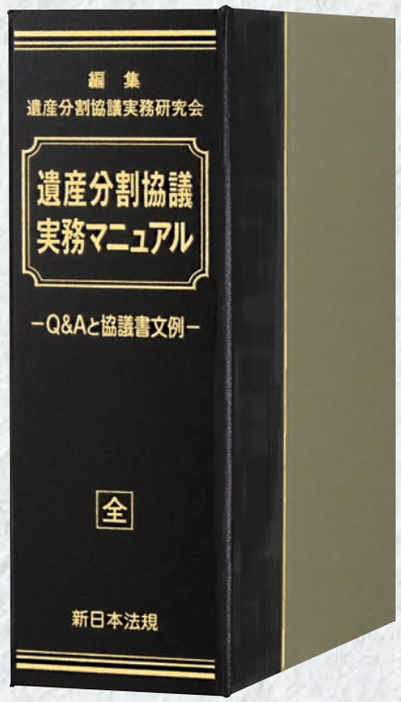

編集　遺産分割協議実務研究会
代表　八　杖　友　一（弁護士）
渥　美　央二郎（弁護士）
五十畑　亜紀子（弁護士）
山　田　さくら（弁護士）

詳しくはこちら

バリエーション豊富な遺産分割協議に関する手続書式の集大成！

◆ Q＆A編　…実務上の問題を申立書・通知書などの書式例を交えてわかりやすく解説しています。

◆ 協議書編　…具体的な事例に対応した協議書文例を豊富に掲載しています。

◆ 類型別解説編　…取扱いが悩ましい相談類型を取り上げ、対応方針と協議書文例を示しています。

加除式
B5判・全1巻・ケース付・総頁1,180頁
定価14,300円（本体13,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

●使いやすいバインダー方式です。（特許 第3400925号）

本書は、経済的な加除（さしかえ）式書籍です。

今後発行の追録（有料）で常に最新内容

▶法令改正のたびに買い替え不要！
▶改正などに対応してアップデート！
▶追録の購読継続で改正の抜け漏れ防止！
▶新事例の追加で時代に即した内容に！
▶書式（一部除く）・文例のダウンロードが可能！
▶加除式電子版はオフィス外でも閲覧可能！

加除式書籍とは

0120-089-339（通話料無料）
受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）
WEBサイト https://www.sn-hoki.co.jp/

総合法令情報企業として社会に貢献　新日本法規出版

掲　載　内　容

Q＆A編

第１章　遺産分割協議の概要

○遺産分割協議の流れ
○承継の方法
○相続の開始

第２章　当事者の確定

○遺産分割協議の当事者
○相続人の調査
○当事者確定の法的手続
○当事者の確定（胎児）
○当事者の確定（未成年）
○当事者の確定（被後見人等）
○当事者の確定（不在者）
○当事者の確定（相続人不存在）
○当事者の確定（相続放棄・限定承認）
○当事者の確定（相続権の剥奪）
○当事者の確定（資格の重複）
○数次相続

第３章　相続財産の確定・評価

第１　相続財産

○遺産分割の対象となる財産
○当然分割となる財産
○負　債
○祭祀財産
○相続財産の調査

第２　不動産の遺産分割

○不動産の遺産分割（総論）
○不動産の評価
○不動産の遺産分割（田・畑）
○使用貸借権付土地
○抵当権付土地
○処分困難な土地
○建　物
○貸家・貸地
○不動産の遺産分割（借家）
○不動産の遺産分割（借地権付建物）
○不動産の遺産分割（配偶者居住権）

第３　動産の遺産分割

○動産の遺産分割（総論）
○動産の遺産分割（登録が必要な動産）
○動産の遺産分割（いろいろな動産）

第４　金融資産の遺産分割

○現　金
○電子マネー・商品券・プリペイドカード・ポイント・マイル
○暗号資産（仮想通貨）
○預貯金債権
○使途不明金
○上場株式
○非公開会社の株式
○出資金
○デリバティブ取引・FX取引・信用取引による株式
○投資信託
○公社債
○生命保険
○保険金（満期保険金・第三者を被保険者とする保険契約）
○損害保険
○共　済

第５　知的財産権の遺産分割

○著作権
○商標権
○特許権・実用新案権・意匠権

第６　各種請求権等の遺産分割

○貸金債権
○損害賠償請求権
○年金・還付金
○有料老人ホームの入居一時金返還請求権
○契約上の地位
○労働関係
○会員権
○財産分与・慰謝料請求権
○遺留分侵害額請求権

第４章　相続分

○相続分（総論）
○法定相続分
○相続分の放棄
○相続分の譲渡
○具体的相続分の計算

第５章　特別受益

○生前贈与
○同居中の生活費
○不動産の利用
○生命保険金
○特別受益証明書
○持戻免除

第６章　寄与分

○寄与分（総論）
○寄与分の算定方法
○寄与が認められる類型：家業従事型
○寄与が認められる類型：金銭等出資型
○寄与が認められる類型：療養看護型
○寄与が認められる類型：扶養型
○寄与が認められる類型：財産管理型

第７章　特別寄与料

○特別寄与料（総論）

第８章　分割方法

○分割方法（総論）
○代償分割
○共有分割

第９章　遺言がある場合の遺産分割手続

○遺言がある場合の遺産分割手続
○遺留分侵害額請求がなされた場合の処理

第 10 章　国際相続

○国際相続（総論）
○被相続人が外国籍の場合
○被相続人が日本国籍の場合
○外国にある資産（相続財産）の遺産分割

第 11 章　税　務

○税務申告（総論）
○相続税申告（未分割）

第 12 章　遺産分割後のトラブル

○相続人の一部を含まない遺産分割協議
○相続人ではない者を含む遺産分割協議
○相続財産の範囲の瑕疵
○遺産分割協議の過程で錯誤的な要素・詐欺行為があった場合
○相続人の不履行
○手続的瑕疵

協議書編

第１章　基本となる遺産分割協議書

○基本となる協議書

第２章　「相続人」に関する様々な協議書

【相続人に被後見人、被保佐人、被補助人（監督人付き）がいる協議書】
○被後見人（監督人付き）が相続人となる協議書
○成年被後見人とその成年後見人が相続人となる協議書
○被保佐人が相続人となる協議書（同意権を行使・代理権を行使）
○被補助人が相続人となる協議書（同意権付与の審判を受けて同意権を行使・代理権付与の審判を受けて代理権を行使）
○任意被後見人（遺産分割代理権あり）が相続人となる協議書

【相続人にその他の事情がある場合の協議書】
○未成年者とその親権者が相続人となる協議書
○代襲者、再代襲者が相続人となる協議書
○養子となり相続人の資格が重複する相続人がいる協議書
○胎児がいる場合の協議書
○包括受遺者（遺言執行者が選任されている）がいる場合の協議書
○相続人が不在者・行方不明者となっている場合の協議書
○相続放棄をした者がいる場合の協議書

【数次相続がある場合】
○２つの遺産分割（先行、後行）を同時に行う協議書
○（数次相続）先行相続に非嫡出相続人がいる場合の協議書

【廃除・欠格がある場合】
○廃除がされている場合の協議書
○欠格事由に該当する場合の協議書

第３章　「相続分」に関する様々な協議書

○共同相続人の１人に相続分を譲渡する場合の協議書

【共同相続人以外の者に相続分を譲渡する場合】
○不動産について譲渡相続人を含む共同相続登記がされており、共同相続人以外の者に相続分が譲渡され、当該不動産を特定の相続人が取得する協議書
○不動産について譲渡相続人を含む共同相続登記がされており、共同相続人の１人が相続財産の一部である不動産の共有持分権を分割協議前に第三者に譲渡し登記もされている場合に、遺産分割と共有物分割を同時に行う協議書

【相続分の放棄がされた場合】
○相続分の放棄をした者がいる場合の協議書

第４章　特別受益、寄与分がある協議書

【特別受益】
○特別受益を考慮する協議書（特別受益性に争いがあったことを解決する）
○特別受益により相続分を０とする協議書（超過特別受益がある）
○持戻免除意思表示があることを記載する協議書

【寄与分】
○寄与分を金額で定める協議書
○寄与分を相続財産に対する割合で定める協議書
○特別寄与料を定める協議書
○内縁の配偶者等に事実上の寄与分として解決金を贈与し、居住不動産の使用権を認める協議書

第５章　分割方法・相続財産別協議書

第１　現物分割

【不動産】
○相続登記未了（被相続人名義のまま）の不動産を現物分割する協議書
○共同相続登記がされている不動産（土地）を現物分割で単独承継する協議書
○相続人の一人の単独相続登記がなされていて（不実登記）、単独所有名義の相続人以外の相続人が取得する協議書
○登記が第三者名義のまま（第三者から被相続人名義への変更登記未了）となっている不動産を現物分割する協議書
○未登記建物を現物分割する協議書
○現物分割する土地を分筆・建物を区分する協議書
○土地の現物分割にあたり越境物の除去（取壊・期限を定めて越境を解消する）をする協議書
○境界不明確な不動産（土地）を現物分割する協議書
○現物分割にあたり通行権の合意をする協議書
○被相続人と共同相続人の共有不動産を当該共同相続人が現物分割により取得する協議書
○共同相続人の一人が相続財産である不動産を占有しており、当該占有相続人に退去、明渡しを義務づける協議書
○現物分割により取得する不動産に利用権を定める協議書
○担保設定されている不動産（物上保証）を現物分割する協議書

【収用予定地】
○収用予定地を現物分割等により取得する協議書

【農　地】
○農地を現物分割する協議書

【借地権】
○借地権を現物分割する協議書

【借家権】
○借地権を現物分割する協議書

【配偶者居住権】
○配偶者居住権を設定する協議書

【預貯金】
○民法909条の２に基づく預貯金債権の行使により預貯金が一部払出しされている場合の協議書
○仮分割の仮処分により預貯金が一部払出しされている場合での協議書

【現　金】
○現金（現行通貨、古銭、記念硬貨、外国通貨）を現物分割する協議書

【株　式】
○上場株式を現物分割する協議書
○非上場・非公開会社株式を現物分割する協議書

【出資持分】
○出資持分を現物分割する協議書

【ゴルフ会員権・リゾート会員権】
○ゴルフ会員権、リゾート会員権を現物分割する協議書

【動産】
○動産を現物分割する協議書

【信託関係財産】
○信託財産（不動産、投資信託、成年後見制度支援信託など）を現物分割する協議書
○信託受益権を現物分割する協議書

【有価証券】
○有価証券（株式、投資信託は除く）を現物分割する協議書

【暗号資産】
○暗号資産（仮想通貨）を現物分割する協議書

【各種債権】
○不法行為（交通事故）に基づく損害賠償請求権を現物分割する協議書
○担保物件付き債権を現物分割する協議書
○保証付き債権を現物分割する協議書

【保険金】
○保険契約に関する協議書

【死亡退職金】
○死亡退職金に関する協議書

【法定果実】
○賃料等法定果実（遺産収益）に関する協議書

【知的財産権】
○特許権を現物分割する協議書
○実用新案権を現物分割する協議書
○著作権を現物分割する協議書
○商標権を現物分割する協議書
○意匠権を現物分割する協議書

【デジタル遺産】
○デジタル遺産を現物分割する協議書

【争いのあった遺産の範囲について合意する場合】
○名義預金を現物分割する協議書
○相続人名義や第三者名義など不実登記されている不動産を現物分割する協議書
○評価に争いのある不動産を現物分割する協議書
○評価に争いのある非上場株式を現物分割する協議書

【代償財産】
○代償財産を現物分割する協議書（相続財産である不動産を分割前に売却（処分）した場合に売買代金（代金債権）を相続人間で遺産分割の対象とする合意がある）

第２　換価分割

【不動産】
○不動産を換価分割する協議書
○相続人の単独登記がある場合の協議書
○第三者名義の登記がある場合の協議書
○相続人の一人が占有している場合の協議書

【その他相続財産】
○株式を換価分割する協議書
○借地権付建物を換価分割する協議書
○知的財産権を換価分割する協議書

第３　代償分割

○全ての相続財産（不動産、預貯金）を単独承継し、代償金を支払う協議書
○代償金以外の代償分割の協議書（現金以外の相続人の固有財産を代償として提供する）
○代償金の支払を担保する協議書

第４　共有分割

○収益物件を共有分割とする協議書
○共有分割とし、将来の売却を合意する協議書
○マンションを共有分割する協議書

第６章　債務（保証債務含む）や契約上の地位の処理（住宅ローン、抵当権付きなど）を含む協議書

○相続債務を承継する協議書
○併存的債務引受の協議書
○免責的債務引受の協議書
○特定の相続人に一定の債務を負担させる協議書
○相続債務以外の相続財産の管理費用、分割実行費用（測量費、鑑定費用、登記費用等）、相続税に関する事項（相続税の納付・物納の場合）、葬儀費用等の各負担合意をする協議書

第７章　その他の協議書

【使途不明金の処理】
○生前に被相続人の預金から引出し（生前贈与、無断引出し、被相続人のための引出し等）がある場合の協議書
○死後に被相続人の預金から引出し（相続財産として引出し、仮払制度による引出し、無断引出し、遺産管理費用として引出し等）がある場合の協議書

【祭祀財産の処理】
○祭祀財産の処理をする協議書

【相続財産の一部の分割】
○一部分割の協議書
○既に一部分割が行われた場合に残余相続財産の分割をする協議書
○遺産分割後に新たな相続財産が判明した場合の協議書

【遺産分割のやり直し】
○遺産分割をやり直す協議書

【遺言がある場合】
○遺言により分割方法が指定されている場合の協議書
○遺留分の処理を含む協議書
○相続人の合意により遺言どおりとしない協議書
○遺言に記載のない相続財産を分割する協議書
○遺言により相続分が指定されている場合の協議書（指定の委託を含む）
○包括受遺者がいる場合の協議書
○遺言に持戻免除の意思表示の記載がある場合の協議書
○遺産分割協議後に遺言が見つかった場合の協議書
○問題のある遺言があった場合の協議書

【遺産分割の禁止】
○遺産分割の禁止（不分割合意書）

類型別解説編

○収益物件を取り扱う類型

第１類型　物件に収益性があり、取得を望む相続人がいる場合
第２類型　物件に収益性が望めないこと等から、取得を望む相続人がいない場合
① 相続人が収益物件を共有取得した上で物件を売却してその代金を分配するという内容の遺産分割を行う場合
② 便宜上相続人の１人が収益物件を単独取得した上で物件を売却してその代金を分配するという内容の遺産分割を行う場合
第３類型　収益物件を被相続人が一棟貸し（サブリース）していた場合

○空家を取り扱う類型

第１類型　相続人の１人が空家を取得（現物分割）する場合
第２類型　空家を換価分割する場合
第３類型　相続人が空家を共有取得し、更地にして土地を国庫に帰属させる場合

○ペットを取り扱う類型

第１類型　ペットの取得を希望する相続人がおり、ペットを取得する者の経済的負担を考慮して他の財産の取得分を増やす場合
① ペットを取得・飼育することを考慮して、他の相続財産の取得分を増加させる場合
② 特定の相続人がペットを取得・飼育することを条件として、飼育に要する費用相当額の相続財産を取得させる場合
③ 他の相続人が代償金として、ペットを取得する相続人に金銭的給付をする場合
第２類型　相続人全員がペットの取得を希望しないため、相続人が共同で売却（換価）する場合
第３類型　相続人全員がペットの取得を希望しないため、ペットの処分方法を定める場合

○事業承継が問題となる類型

第１類型　親族内承継をする場合
第２類型　第三者承継をする場合
第３類型　廃業をする場合

○福祉的配慮をする類型

第１類型　相続人に高齢者が含まれる場合
① 成年後見制度の利用
② 遺産分割禁止の契約
③ア 負担付遺産分割（介護等の負担付遺産分割）
イ 負担付遺産分割（使用貸借の負担付遺産分割）
④ 配偶者居住権
⑤ 特別受益と持戻免除の意思表示
第２類型　相続人に知的障害者・精神障害者が含まれる場合
① 代償金を分割支払いする遺産分割
② 収益物件を共有取得する遺産分割
第３類型　相続人に未成年者（胎児）が含まれる場合

○節税方法の類型

第１類型　小規模宅地等の特例を考慮して代償分割を行う場合
第２類型　二次相続を考慮して遺産分割協議を行う場合
第３類型　配偶者居住権を設定する遺産分割協議を行う場合

○国際（渉外）相続が問題となる類型

第１類型　被相続人が日本国籍で、外国にある相続財産を分割する場合
第２類型　被相続人が外国籍で、日本にある相続財産を分割する場合
第３類型　被相続人が在日韓国人で日本に居住していた場合
第４類型　被相続人が在日韓国人で日本に帰化して日本国籍を保有していた場合

索引
○事項索引
○判例年次索引

●内容を一部変更することがりますので、ご了承ください。

新日本法規出版株式会社

本　社
総轄本部　〒460-8455 名古屋市中区栄１丁目23番20号

東京本社　〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

（2025.7）680-1 ㊍

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。